

第12回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年12月3日(木)
開会 午後3時35分
閉会 午後4時20分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

9番 山口 光壽

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第52号	農地法第5条の申請について	4件
議案第53号	農地法第4条の申請について	2件
議案第54号	農地法第3条の申請について	5件
議案第55号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年 公社からの買受	17件 1件
議案第56号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件
議案第57号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1件

8. 報告事項

報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	7件
報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

事務局	<p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、57番になります。 図面は、4ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、駐車場整備のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、58番になります。 図面は、7ページから12ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、59番になります。 図面は、13ページから17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第52号 農地法第5条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、56番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>地区公民館の敷地です。公民館は随分前に建っていて、一部地目が農地のままになっていたようです。始末書を添付しての申請で、現在すでに利用されている状況です。排水等の問題もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>56番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、57番については担当委員の私から説明をします。</p>
○番委員	<p>申請者が道路拡幅のために、自分の車置き場になっている駐車場が無くなるということで、近くの地主さんにご相談をされて、駐車場を確保するための申請です。</p> <p>区長兼生産組合長の印鑑もありますし、特別問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>57番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、58番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>息子が地元に戻ってくるとのことで、一般住宅を建てるための申請です。排水については、合併浄化槽を設置して処理し、雨水は既設の道路側溝へ接続されます。区長、生産組合長にも話を聞きましたが、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>58番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、59番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>息子さんが家を新たに建てたいということでの申請です。生活雑排水は下水道に、雨水等は既設の水路に接続されます。区長、生産組合長の印もあり問題ないと思いますので、審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。どうもありがとうございました。それでは、59番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請 4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第53号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地法第4条の申請2件について御説明します。議案の3ページ、13番になります。</p> <p>図面は、18ページから19ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、植林のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、14番になります。 図面は、20ページから21ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、植林のための申請です。 なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第53号、農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	はい。ありがとうございました。それでは13番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	コゼマチ、ヤマツキの田を、山林にするということです。区長、生産組合長の印もありました。私も問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。
議長	<p>はい。ありがとうございました。13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に、無いようですので、続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	ここは、もとはミカン畑でした。今は、周りは山だらけで30年ぐらい前に植林されていたとのこと。周辺への影響もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>はい、どうもありがとうございました。それでは、14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第53号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当との意見を付して県へ進達</p>

議長	<p>します。</p> <p>続きまして、議案第54号 農地法第3条の申請5件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第54号 農地法第3条の申請5件について御説明します。</p> <p>議案は4ページから6ページ、36番から40番になります。申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。議案第54号 農地法第3条の申請については以上5件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
○番委員	はい
議長	○番委員どうぞ。
○番委員	37番ですけど、耕作者が〇〇から来て作らずとですか。
議長	事務局か、担当委員よりお願いします。
○番委員	<p>そうです。〇〇から通って作付されます。</p> <p>元の所有者の協力を得て管理されることになっています。</p>
議長	今の回答で、よろしいですか？
○番委員	はい。わかりました。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第54号 農地法第3条の申請5件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年17件について、御説明します。</p> <p>議案の7ページから10ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が16名で、面積は田が31,189.28㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書</p>

事務局	<p>に記載しているとおりです。 申出書を11ページから19ページに掲げております。</p> <p>議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については以上17件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年17件について、確認していただき御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年17件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受についてですが、〇〇委員が申請人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受についてご説明いたします。</p> <p>議案は20ページの1番になります。 農用地利用集積計画書を21ページに掲げております。</p> <p>こちらは11月の委員会で、農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>田が3筆、面積は6,724㎡となっております。</p> <p>議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第55号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受につい</p>

議長	<p>て、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第55号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受については承認を頂きましたので、申し出のとおりに決定します。</p> <p>それでは、〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。 (〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御説明いたします。</p> <p>議案22ページ、2番です。 案内図と字図が23ページになります。 あっせんの申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員をお願いするものです。</p> <p>議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第57号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、御説明いたします。</p> <p>議案の24ページから28ページです。</p> <p>先ほどの合同研修会の中で、検証と見直しということで、内容の説明をさせていただきました。修正等の意見はありませんでした</p>

事務局	<p>ので、そのまま、上程させていただいております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法について定めるようになっております。</p> <p>また、同法第7条第2項では、指針を定める場合は、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとなっておりますので、先ほどの合同研修会において指針案を提示させていただき、ご説明し、意見を伺ったところであります。これを踏まえまして、伊万里市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針として制定してよろしいか提案をいたします。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、それでは、議案第57号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第57号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明いたします。</p> <p>議案の29ページから31ページです。</p> <p>17番についてご説明します。</p> <p>借人の都合による解約となっております。</p> <p>解約後は、所有者が管理する予定となっております。</p> <p>18番につきましても、借人の都合による解約となっております。</p> <p>解約後は、別の方が耕作される予定となっております。</p> <p>続きまして、19番につきましても、貸人の都合による解約となっております。解約後は、別の方が耕作される予定となっております。</p>

事務局	<p>続きまして、20番につきましては借人の都合による解約となっています。解約後は、所有者が管理する予定となっています。</p> <p>続きまして、21番。借人の都合による解約となっています。解約後は、所有者が管理する予定となっています。</p> <p>続きまして、22番。借人の都合による解約となっています。解約後は、所有者が管理する予定となっています。</p> <p>最後に、23番についても借人の都合による解約となっています。解約後は、所有者が管理する予定となっています。</p> <p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理については以上7件です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理7件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第19号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地等の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の32ページ、3番になります。</p> <p>図面は、22ページから24ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>かさ上げして、大豆を作付し畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第19号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>ここの水田は、道路よりさがっていて、湿田になっているような状態です。嵩上げをして、排水を良くしたいとのことでした。区長さん、生産組合長さんの印鑑もあり、問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>報告第19号 農地等の形質変更届出について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第12回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>